

第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会アクセシビリティ・ガイドライン
検討会設置要綱

(目的)

第1条 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会（以下、「両大会」という。）の開催に向けて、両大会がすべての人にとって安全、安心、快適な大会とするため、大会運営に係るアクセシビリティ・ガイドラインを専門家や当事者、関係者とともに検討し、策定することを目的に、「第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会アクセシビリティ・ガイドライン検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(主催)

第2条 検討会の主催者は次のとおりとする。

愛知県

名古屋市

公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

(構成)

第3条 検討会は、別表に定める委員で構成する。

(会議の運営)

第4条 検討会の運営は次のとおり行う。

- (1) 検討会には座長、副座長を置き、座長が検討会を統括し、検討会の進行にあたる。
- (2) 座長、副座長は、委員の中から主催者があらかじめ指名する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する副座長がその職務を代理する。
- (4) 委員が検討会に出席できないときは、所属する団体から自ら指名する者を代理として出席させることができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要があると認めるときは、愛知県及び名古屋市の関係部署の職員、その他関係行政機関の職員並びに委員以外の関係を有する者をオブザーバーとして参加させることができる。

(会議の公開)

第5条 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、会議の円滑な運営に著しく支障があると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

2 検討会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、愛知県スポーツ局アジア・アジアパラ競技大会推進課、名古屋市総務局総合調整部アジア・アジアパラ競技大会推進室及び公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会経営企画課パラ総括室に置き、代表事務局は、公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会経営企画課パラ総括室とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。